

高知県行政不服審査会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、高知県行政不服審査会条例（平成27年高知県条例第67号。第4条において「条例」という。）第9条の規定に基づき、高知県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営及び調査審議の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において使用する用語の意義は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（会議の招集等）

第3条 会長は、審査会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 会議は、会長が簡易迅速な審査ため必要があると認めるとき又は特に緊急の必要があると認めるときは、あらかじめ委員に通知した上で、文書その他の方法による審議とすることができる。この場合において、会長は、当該審議の結果を次の会議において報告しなければならない。

（除斥）

第4条 審査請求に係る事件を調査審議する委員又は条例第5条第1項に規定する専門委員（以下「専門委員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者でなければならない。

- （1） 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- （2） 審査請求人又は参加人
- （3） 審査請求人又は参加人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- （4） 審査請求人又は参加人の代理人

- (5) 前2号に掲げる者であった者
- (6) 審査請求人又は参加人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (7) 法第13条第1項に規定する利害関係人（参加人を除く。）

(回避)

第5条 委員又は専門委員は、前条各号に規定する場合に準ずる事情がある場合、審査請求人又は利害関係人との間に取引関係又は委任契約関係がある場合その他審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると認められる場合は、その旨を会長に申告し、審査会の承認を得て審議及び議決を回避することができる。

(諮問書等の提出)

第6条 諮問は、諮問書により行うものとする。

2 諮問書には、法第43条第2項に規定する審理員意見書及び事件記録の写しのほか、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 諮問説明書（裁決（法第46条第2項各号、第47条各号又は第49条第3項各号に規定する措置を含む。）についての審査庁の考え方及びその理由を記載した書面（裁決書案に相当するもの）をいう。）
- (2) 争点整理表（当該事件の争点について、審理関係人の主張の要旨を整理し、審理員及び審査庁の考え方を記載した書面をいう。）
- (3) 審査請求人が総代若しくは代理人を選任している場合、参加人がいる場合又は参加人が代理人を選任している場合は、当該選任又は参加を示す書面
- (4) 次に掲げる審査請求に係る事件の区分に応じ、次に掲げる書類。ただし、当該書類が事件記録に含まれている場合は、この限りでない。

ア 処分（口頭でした処分及び事実上の行為を除く。）についての審査請求に係る事件 当該処分の決定通知書

イ 法令に基づく申請に対する処分についての審査請求に係る事件 当該申請の申請書及び当該処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号ロに規定する審査基準（エにおいて「審査基準」という。）

ウ 行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分についての審査請求に係

る事件 同条第8号ハに規定する処分基準

エ 不作為についての審査請求に係る事件 当該不作為に係る処分についての申請の申請書並びに当該処分に係る審査基準及び行政手続法第6条に規定する標準処理期間

(5) 前各号に掲げるもののほか、審査会が必要と認める書類

(調査結果の報告等)

第7条 法第81条第3項において準用する法第77条の規定に基づき指名された委員(次項において「指名委員」という。)が法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査(次項において「調査」という。)又は法第81条第3項において準用する法第75条第1項の規定による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)の手續を行ったときは、その後に開催される最初の会議において、その結果を報告しなければならない。

2 審査会又は指名委員は、調査を審査関係人、参考人若しくは鑑定人からの口頭による説明を聴取する方法により行ったとき又は口頭意見陳述の手續を行ったときは、その要旨を記載した書面を作成しなければならない。

(審理手續の承継等の通知)

第8条 審査庁は、審査請求に係る事件について法第15条第1項、第2項又は第6項の規定による審理手續の承継があったときは、速やかに、その旨を審査会に通知するものとする。

(諮問後の総代等の選任等の通知)

第9条 審査庁は、諮問の後に、総代又は代理人が選任され、又は解任されたときは、速やかに、その旨を審査会に通知するものとする。

(会議の非公開)

第10条 会議は、公開の議決をした場合を除き、これを非公開とする。

(議事録の作成)

第11条 会議を開催したときは、開催日時及び場所、出席した委員及び専門委員の氏名、議事の概要その他必要な事項を記載した議事録を作成するものとする。

(裁決書の提出の求め)

第12条 審査会は、審査庁が答申を受けて裁決をしたときは、裁決書の写しを審査会に提出するよう求めるものとする。

(会長の専決事項)

第13条 会長は、次に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による主張書面又は資料（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの。以下同じ。）の閲覧又は写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面。以下同じ。）の交付の承認に関する事（閲覧又は写しの交付を承認しない場合を除く。）。
- (2) 答申書に誤記その他表現上の明白な誤りがある場合の更正の決定に関する事。

(書記の専決事項)

第14条 書記（会長が指名した書記に限る。）は、次に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 諮問の受付並びに諮問書及び添付書類に関する補正の求めに関する事。
- (2) 審査関係人に対する口頭意見陳述の申立てを行う意思の確認に関する事。
- (3) 法第81条第3項において準用する法第76条の規定による主張書面又は資料の提出期限の設定及び審査関係人への通知に関する事。
- (4) 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による主張書面又は資料の写しの交付に係る手数料の減額又は免除の決定に関する事。
- (5) 法第81条第3項において準用する法第78条第2項の規定による主張書面又は資料の閲覧又は写しの交付についての提出人からの意見聴取に関する事。
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条第3項の規定による主張書面又は資料の閲覧の日時及び場所の指定に関する事。
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条の規定による答申書の写しの送付及び答申の内容の公表に関する事。

(8) その他審査会の庶務に関すること。

(専決の特例)

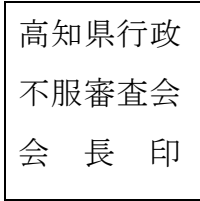
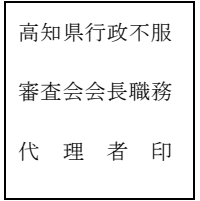
第15条 会長は、第13条各号の事務の内容が重要かつ異例なものであると認められるときは、これを審査会に付議することができる。

2 会長は、専決した事務のうち審査会において了知しておく必要があると認められる事務については、会議に報告しなければならない。

3 前2項の規定は、書記について準用する。この場合において、第1項中「第13条各号」とあるのは、「第14条各号」と読み替えるものとする。

(公印)

第16条 会長及び会長職務代理者の公印は、次のとおりとする。

公印の種類	ひな形	寸法 (mm)
高知県行政不服審査会会長印		方21
高知県行政不服審査会会長職務代理者印		方21

2 前項に規定する公印は、総務部法務課長が管理するものとする。

(雑則)

第17条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営及び調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年5月27日から施行する。